

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
よう船	仕様書のとおり	1 件	海上自衛隊大湊地区	令和8年11月20日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和8年10月15日（木） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）

- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除

- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

- 8 契約書作成の必要の有無
- 有

- 9 契約をしようとする
基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
天候等不可抗力による契約変更に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年10月14日（水）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年10月9日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

参考見積書は、令和8年9月18日（金）までに提出するものとする。

⑥

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

防衛装備庁仕様書

品 件 名	よう船	1 / 6	
		仕様書番号	SE-08-1-D-0048
		作成年月日	令和 8 年 7 月 1 6 日
		作成部課名	艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部 流体研究室

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、よう船（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1. 2 引用文書等

1. 2. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

1. 2. 2 関連文書

- (1) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）
- (2) 海上衝突予防法（昭和 5 2 年法律第 6 2 号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）
- (5) 労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号）
- (6) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 2 6 年法律第 1 4 9 号）
- (7) 港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）
- (8) 港湾法施行令（昭和 2 6 年政令第 4 号）
- (9) 港則法（昭和 2 3 年法律第 1 7 4 号）
- (10) 港則法施行令（昭和 4 0 年政令第 2 1 9 号）
- (11) 海上交通安全法（昭和 4 7 年法律第 1 1 5 号）

2. 役務に関する要求

2. 1 概要

本役務は、青森県むつ市大湊町（海上自衛隊大湊地区周辺）周辺の海域（芦崎内海）（以下「試験海域」という。）において、無人水陸両用車の洋上での航行試験の実施に際し、2. 2 項及び 2. 3 項に示す各作業を実施するものである。

2. 2 よう船の準備

契約相手方は、表 1 の仕様を満たすよう船を準備する。

表 1 よう船の準備

種類	数量	仕様等
警戒船	3 隻	総トン数 4 t 以上の船舶（各操船士（船長）及び警戒監視員各船 1 名を含む） 船長以外の警戒監視員が試験中の水陸両用車及び試験設定海域周囲において他船等の接近、その他異常等を監視すること。 警戒船間及び陸上との通信手段（電話、トランシーバー等）を有すること。 緊急時の伝達手段として、警笛等を有すること。 官が用意するオイルフェンスを搭載できること。 非常事態が生じた際に官の作業員が乗船できること。
支援船	1 隻	総トン数 4 t 以上の船舶（操船士（船長）及び警戒監視員 1 名を含む） 船長以外の警戒監視員が試験中の水陸両用車及び試験設定海域周囲において他船等の接近、その他異常等を監視すること。 無人水陸両用車に横付け等するための防舷材等を準備すること。 官の作業員 4 ～ 6 名（官の別途契約する役務作業員）の乗船が可能であること。 また、官の作業員が安全に作業できかつ、雨風がしのげる船室等があること。 警戒船間及び陸上との通信手段（電話、トランシーバー等）を有すること。 緊急時の伝達手段として、警笛等を有すること。

2. 3 支援船及び警戒船における作業

契約相手方は、支援船及び警戒船において以下の作業を実施する。

- （１）試験中は、警戒、監視作業として自走により、付図に示す官の指定する試験設定海域及び周辺岸壁間の往復及び移動を行うものとする。試験海域の具体的な場所は官と調整して実施するものとし、この往復は試験期間中において都度繰り返すものとする。
- （２）支援船及び警戒船は、無人水陸両用車付近の海上を警戒、監視し、異状の有無等状況を通報するものとする。
- （３）支援船には、官の作業員 4 ～ 6 名が乗船し、無人水陸両用車に横付け等して無人水陸両用車へ乗り降りできること。
- （４）警戒船には非常事態が生じた際に官の作業員が乗船し、オイルフェンスを展開する。

2. 4 作業日誌

契約相手方は、別紙 2 を基準とする作業日誌を作成し、作業終了後に検査官の確認を受けるものとする。最終日に検査官の確認を受けた後、官に提出するものとする。

2. 5 役務場所

海上自衛隊大湊地区周辺の海面（芦崎内海）（付図参考）

2. 6 役務期間

海上試験は、令和 8 年 1 1 月 4 日から令和 8 年 1 1 月 2 0 日までのうち、官が指定する 1 3 日間とする。（別紙 1 参照）

2. 7 役務時間

8：30～概ね16：00（日没30分前目途）とする。

3. 検査

2. 2項及び2. 3項について、立会及び作業日誌により検査を実施する。

4. その他の指示

4. 1 作業器材等

本役務に必要な作業器材等は、契約相手方が準備するものとする。

4. 2 燃油等消耗品

契約相手方は、必要な燃料、消耗品、部品及び工具を準備するものとする。

4. 3 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を官に提出するものとする。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	作業日誌	1部	作業最終日に検査官の確認を受けた後速やかに	海上自衛隊大湊地区	別紙2を基準とする。

4. 4 諸手続等

契約相手方は、付図に示す試験海域において、関係官庁、団体等に対する諸法規等による許可及び届出が必要な場合は、契約相手方が諸手続を行うものとする。

4. 5 発生材の処置

本役務で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4. 6 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行にあたり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 7 安全管理等

(1) 安全管理の徹底を図り、よう船の航行に関する安全については各船長の判断によるものとする。

(2) 作業中は、安全に十分留意し、事故防止に万全を期するものとする。

なお、安全上の問題や気象・海象及び海面状況等の理由から作業続行が困難な状況が生じた場合は、臨機の処置をとり危険を回避するとともに、すみやかに官と協議するものとする。

(3) 試験海面における海上作業時には救命胴衣及び安全帽等を着用するものとする。

4. 8 その他

(1) 本役務で知り得た情報を他者に漏らさないものとする。

(2) 本役務において、悪天候等の不可抗力により作業日程等の変更が必要になった場合、速やかに官と協議するものとする。

(3) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。



付図 試験海域

[illegible]

作 業 日 誌					
件名：よう船					
年月日	船 名	管理者（船長）	作業時間	作業内容	検査官
..*	〇〇丸		***	〇〇作業実施	

- 1 様式はA4版縦とする。
- 2 作業日ごとに記載する。

公 告	番 号	公 告 第 号					
	年 月 日	令 和 年 月 日					
入札書 令和8年10月15日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。							
金 額 ￥			納 地	海上自衛隊大湊地区			
			履行期限	令和8年11月20日			
			業者コード				
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額			
よう船		1 件					
計							

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

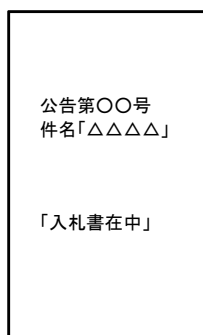
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

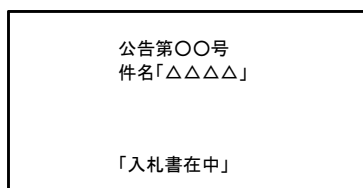
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

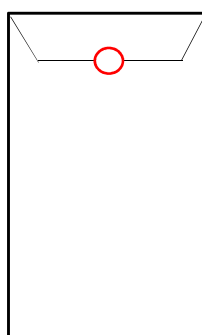
内封筒(表)
長3程度



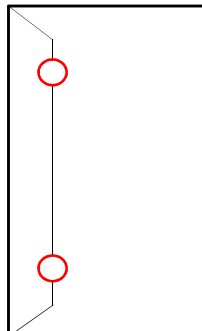
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

